

地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄軌道の支援制度



国土交通省

交通基本法の基本理念

日常生活等に必要不可欠な
交通手段の確保等

まちづくりの観点からの
交通施策の促進

関係者相互間の連携と
協働の促進

等

地域公共交通活性化・再生法スキーム概要

協議会

地方公共団体

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通網形成計画

地域公共交通特定事業

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生のための計画



地域公共交通網形成計画に地域公共交通特定事業を定めた場合は、当該事業の実施計画を策定

国土交通大臣による計画の認定 (鉄道再生事業のみ届出)

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制の導入
- ・LRT車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得
- ・BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化等

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得

- ・計画認定による事業計画変更認可等のみなし取得
- ・運行計画を事後届出制に緩和
- ・共通乗車船券に係る一括届出

- ・計画認定による事業許可等のみなし取得
- ・「公有民営」方式の上下分離について、事業許可基準のうち事業採算性等に係るものを適用しない特例

＋ 予算、税制特例措置等の総合的パッケージによる支援措置

- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期等

鉄道事業再構築事業の概要

鉄道事業再構築事業

- 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象
- 地方公共団体等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、実施

内容

経営の改善
地方公共団体等の支援

+

事業構造の変更
例：上下分離

目的

当該路線における
輸送の維持



国土交通大臣による計画の認定

特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
 2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例
- (※) 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行する者に無償で使用させるもの

支援措置

鉄道設備整備に対する『地域公共交通確保維持改善事業費補助金』の予算、税制特例等を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

事業構造の変更の実施パターン

若桜鉄道のケース



(無償貸与)

自治体
(3種事業者)



内部・八王子線のケース



(無償貸与)

自治体
(3種事業者)



福井鉄道のケース

重要な資産の譲渡の例



(無償貸与)

自治体



北近畿タンゴ鉄道のケース



(賃貸)

既存事業者



上下分離の例



(賃貸)

新設事業者



事業譲渡の例



(事業譲渡)

既存事業者

